第2節

海外における日本人への支援

総論

海外に渡航する日本人は年間延べ約1,849 万人(2012年)、海外に在住する日本人も約 125万人(2012年10月現在)に上っている。 これに伴い、日本人が海外において事件・事 故に巻き込まれたり、自然災害や暴動などに 遭遇する危険も増加し、多様化している。海 外における日本人の生命・身体を保護し、利 益を増進することは、外務省の重要な任務の 1つである。

外務省は、海外におけるテロ・誘拐を含む 事件や事故、戦乱や紛争、自然災害や感染症 などに関する情報を国民に対して適時に提供 するとともに、必要な安全対策をとるよう呼 びかけてきている。また、危険に巻き込まれ た日本人に対しては、可能な限りの支援を行 えるように、その体制や基盤の強化に努めて きている。

さらに、外務省は、2013年1月に発生した アルジェリアにおける日本人等に対するテロ 事件を教訓として、海外に在住する日本人及 び海外の日本企業の安全確保策を強化すべ く、様々な取組を進めている。

また、国際的な子の奪取の民事上の側面に

関する条約(ハーグ条約)は、2013年5月に 国会で承認された。これを受け、外務省は、 外国において離婚訴訟や家庭内暴力(DV) などの問題を抱えている日本人が相談しやす くなるよう、在外公館の体制を整備するなど の取組を行っている。

日本国大使館や総領事館では、海外におけ る日本人の生活を支えるために旅券(パス ポート)や各種証明の発給、戸籍・国籍関係 届出の受理、在外選挙の実施などの基本的な 行政サービスを提供している。また、日本人 学校や補習授業校への支援などを通じて、海 外で暮らす日本人の生活基盤を支えている。 このほか、日本との「架け橋」となって各国 との関係緊密化にも貢献してきた日本人移住 者や日系人への支援も併せて行っている。加 えて、領事専門家の育成、領事事務のノウハ ウを蓄積するための研修の強化、先進IT技 術の導入や官民協力のネットワーク強化、さ らには一部業務の外部委託などの活用を通 じ、日本人の安全の保護や利益の増進を担う 領事業務がより充実したものとなるよう取り 組んでいる。

各論

海外における危険と日本人の安全

(1) 2013年の事件・事故等と対策

2013年は、日系企業関係者10人が犠牲に なったアルジェリアにおける日本人等に対す るテロ事件を始め、海外において日本人が凶 悪な事件や不測の事故に巻き込まれる事案が 多く発生した(詳細については第3章第1節 3 (3) 「治安上の脅威に対する取組 | 参照)。

テロについては、中東、アフリカ、南西ア ジアを中心に、治安当局などの政府施設を 狙った襲撃や、公共交通機関、宗教施設、市 場など人が多く集まる場所において一般市民 を狙った無差別テロが相次いで発生した。4 月にはボストン(米国)において、ボスト ン・マラソンのゴール地点付近で爆発事件が 発生した。また、9月にはナイロビ(ケニア) のショッピング・モールで武装グループによ る襲撃・人質立てこもり事件が発生した。

誘拐については、12月にマニラ(フィリ ピン) において、日本人が武装したグループ によって誘拐される事件が発生(後に無事解 放)したほか、外国人を標的とした誘拐事件 が世界各地で発生した。

犯罪被害については、2月にグアム島(米 国)の繁華街での無差別殺傷事件、7月には モンバサ (ケニア) において日本人襲撃事 件、さらに、9月にカッパドキア(トルコ)、 12月にグアヤキル (エクアドル) において 日本人観光客襲撃事件が発生した。これらの 事件では、日本人の死者が発生した。

大規模事故については、2月にルクソール (エジプト) において、熱気球の空中炎上落 下事故、5月にネパールにおいて小型飛行機 着陸失敗事故が発生した。これらの事故で は、日本人の人的被害が生じた。

自然災害については、11月にフィリピン を襲った大型台風により多数の死傷者が出 た。特に被害の大きかったレイテ島・サマー ル島では、市が壊滅状態となり、通信連絡網 も寸断された。このため、在留する日本人の 安否確認は困難を極めたが、最終的にこれら 被災地域における日本人全員の安全を確認し た。

政情不安などに起因した情勢悪化について は、日本人の深刻な被害には至らなかったも のの、エジプトにおける大統領支持派と反大 統領派の大規模デモを契機とした断続的な衝 突により、多くの死傷者が出る等の混乱が 数か月にわたり継続した。タイにおいてもイ ンラック政権に反発する大規模デモがバンコ クで繰り返し行われるなど、現地に滞在する 日本人の安全を脅かす事態が生じた。

中高齢者が海外で山岳・海難事故に遭遇し たり、旅行中に発病したりする事例も多く報 告されている。5月には、ネパールのヒマラ ヤ高峰ダウラギリにおいて、日本人女性登山 家が遭難により死亡する事故が発生したほ か、エベレストを登山中の日本人が体調不良 により死亡する事案も複数発生した。

出張者や企業駐在員などが宿泊先のホテル や海外の自宅において急病のために亡くなる 事例も引き続き発生した。日本国内に比べて 高額の医療費や搬送費用が発生したり、不十 分な医療サービスなどのために、家族や所属 企業等がその対応に窮する例が散見される。 家族や所属企業は、旅行者や社員に十分配慮 第4章

するとともに、海外旅行保険に加入させるな どの対策をとることが望ましい。

感染症については、中国等において鳥インフルエンザA(H7N9)が、中東地域においてMERSコロナウィルスが発生した。また、デング熱やマラリアなど蚊が媒介する感染症などが引き続き世界各地で流行した。さらに、中国、インド、東南アジアなどを中心とした新興国では、大気汚染による健康被害に対する懸念が高まった。

このように、緊急事態は日々世界中の様々 な地域で発生している。海外に渡航・滞在す る場合には、①現地の治安などに関する情報を事前に十分確認すること、②滞在中も緊急時に備え、安全対策を充実させ、危険を回避する行動をとること、③緊急事態が発生した場合には最寄りの大使館・総領事館や留守家族などに連絡をとることなどが重要である。また、海外での病気や事故被害などのため高額な医療費が求められた場合、海外旅行保険に加入していなければ、適切な医療機関での受診及び医療費などの支払いに困難を来す場合も多い。それぞれの渡航者が海外旅行保険に加入することが非常に重要である。

(2) 海外における日本人の安全対策

海外に永住・長期滞在する日本人は、2012年に約125万人に上り、また、海外に渡航する日本人は、年間延べ約1,849万人となっている。このように日本人が国際社会で活躍の幅を広げている中、日本の在外公館及び財団法人交流協会が2012年に取り扱った海外における日本人の援護人数は、10年前(2002年)の1万6,996人から約2割増加の2万378人に上った1。海外における日本人の安全確

保のために、在外公館などにおける日本人援 護体制の強化に努めているが、海外への渡航 者一人一人が危機管理意識を持って渡航・滞 在先の危険の傾向と対策を把握して行動する ことが必要である。

このため、外務省は、海外における日本人 の安全のための情報を提供する海外安全ホー ムページの内容の充実を図っている。また、 日本から携行する携帯電話の国際ローミング

¹ 海外日本人援護統計は、日本の在外公館及び財団法人交流協会が、海外において事件・事故、犯罪加害、犯罪被害、災害など何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとにとりまとめたものであり、1986年に集計を開始した。

援護件数の多い在外公館上位20公館(2012年)

順位	在外公館名	件数
1	在上海日本国総領事館(中国)	1,369件
2	在タイ日本国大使館	1,257件
3	在フランス日本国大使館	967件
4	在英国日本国大使館	787件
5	在ロサンゼルス日本国総領事館(米国)	703件
6	在フィリピン日本国大使館	641件
7	在ニューヨーク日本国総領事館(米国)	632件
8	在大韓民国日本国大使館	538件
9	在ホノルル日本国総領事館(米国)	402件
10	在サンフランシスコ日本国総領事館(米国)	369件
	1 2 3 4 5 6 7 8	1 在上海日本国総領事館(中国) 2 在タイ日本国大使館 3 在フランス日本国大使館 4 在英国日本国大使館 5 在ロサンゼルス日本国総領事館(米国) 6 在フィリピン日本国大使館 7 在ニューヨーク日本国総領事館(米国) 8 在大韓民国日本国大使館 9 在ホノルル日本国総領事館(米国)

J	順位	在外公館名	件数
	11	在バルセロナ日本国総領事館(スペイン)	357件
	12	在香港日本国総領事館(中国)	307件
	13	在イタリア日本国大使館	297件
	14	在ホーチミン日本国総領事館(ベトナム)	253件
	15	在広州日本国総領事館(中国)	252件
	16	在バンクーバー日本国総領事館(カナダ)	249件
	16	在ベルギー日本国大使館	249件
	18	在中華人民共和国日本国大使館	223件
	19	在ハガッニャ日本国総領事館(米国)	211件
	20	在デンバー日本国総領事館(米国)	201件

海外安全ホームページ(http://www.anzen.mofa.go.jp/)



●携帯版外務省海外安全HP

http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp





サービス²を通じて、滞在先の渡航情報を受 信できるようにするなど、利便性の向上に努 めている。

さらに、携帯電話の国際的な普及に伴い、 緊急事態発生時に日本人の迅速な安否確認を 行う手段の1つとして、携帯電話のショー ト・メッセージ・サービス (SMS)³の利用 も一部開始するなど、海外の日本人の安全を 図るための連絡手段の構築を目指している。

外務省の領事サービスセンターは、海外で の安全に関する相談に応じている。また、海 外での日本人の活動にきめ細かに対応できる よう、総合的な安全対策を取りまとめた「海 外安全虎の巻 | やテロ・誘拐・脅迫など想定 される事案ごとに対策を記したパンフレット を配布している。これらのパンフレットは、 海外安全ホームページからもダウンロードし

て入手できる。

外務省は、このような安全対策上の取組及 び海外安全対策の必要性を国民に知らせる目 的で、毎年、「海外安全・パスポート管理促 進キャンペーン」を展開している。2013年 度については、12月1日から2014年3月31 日までをキャンペーン期間とした。地下鉄車 内や駅構内、空港、旅券事務所、旅行会社な どにポスターを掲示するほか、インターネッ トを通じた広告を行っている。これにより、 海外安全ホームページを活用した安全対策や 海外において唯一の身分証明書となるパス ポートの管理の重要性を呼びかけている。

2013年10月に内閣府が実施した「外交に 関する世論調査」においては、海外における 日本人の安全確保や支援について政府による 保護や支援を必要だと感じている回答者は、

- 2 海外と日本の携帯電話事業者間の提携により、日本で使用している携帯電話やPHSの端末を外国でも日本国内と同様に利用できるシステム
- 3 携帯電話やPHS同士で短いテキストによるメッセージを送受信するサービス

第4章

外務省 渡航情報

のテロ・誘拐に関する概要をお知らせするもの。 テロ・誘拐情勢 安全確保の参考としていただくため、

その国

発出基準を設けています。)

危険情報

ゴリーに分けてお知らせするもの。 地域の現地情勢や安全対策の目安を四つのカテ 渡航・滞在に当たって、特に注意の必要な国 (ただし、感染症危険情報については、

スポット情報

どの情報を速報でお知らせするもの 限定された期間、場所で生じた事件・事故な

礎情報。 注意事項、

安全対策基礎データ

罪手口、防犯対策のほか、出入国に当たっての 各地の犯罪発生状況やよく見られる犯 トラブル回避に役立つ各国・地域の基 風俗・習慣の特色などをお知らせす

広域情報

必要な情報をお知らせするもの 複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意が

2013年度海外安全・パスポート管理促進キャンペーン









全体の約92%を占めている。一方、全体の 40%の回答者が「自らの責任で対応する」意 識を有しており、自らの努力で危険を回避 し、問題を解決しようとする意識も一定の割 合を占めている。外務省は、国民のこのよう な要請に応え、的確な支援を行うため、在外 公館などの支援体制の整備・強化を進めてい る。

2013年1月に発生したアルジェリアにおけ る日本人等に対するテロ事件を受けて設置さ れた政府検証委員会の検証報告書及び有識者 懇談会の報告書などにおいて、官民連携の強 化について提言が行われた。この提言の具体 策の1つとして、民間企業安全対策担当者の 危機管理に関する知識及び能力の向上を図る ことを目的に、外務省は関係省庁との共催 で、日本で7月から11月にかけて4回にわた り、「海外安全対策に係る官民集中セミナー」 を開催した。また、海外で活躍する民間企 業・団体と外務省との間で情報・意見交換を 行い、共通に関心を有する課題について協議 し、検討を行うために、「海外安全官民連絡 協議会」も定期的に開催している。

在外公館においても、現地日本人組織や民

間代表者などとの間で「安全対策連絡協議 会」を定期的に開催し、安全対策に関する意 見交換や情報共有を強化している。また、9 月には、海外に滞在する日本人を対象に、安 全対策・危機管理に関する啓発を図るための

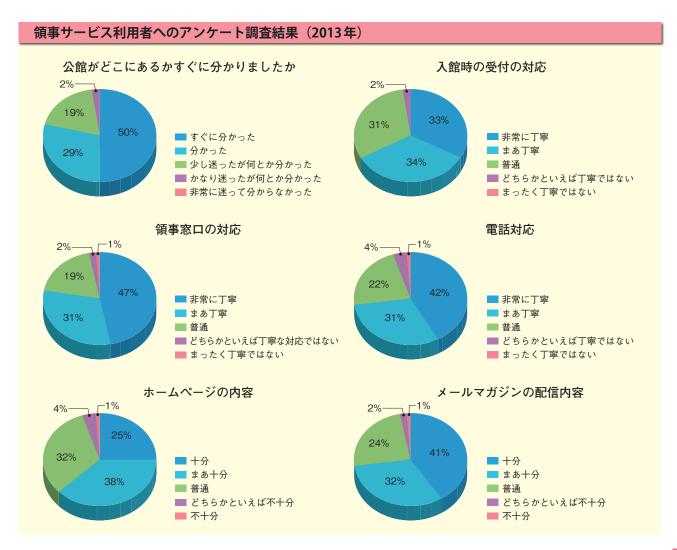
「在外危機管理セミナー」をチュニス(チュ ニジア)、アルジェ及びコンスタンチーヌ (アルジェリア)、ラゴス (ナイジェリア) で それぞれ開催した。

領事サービスと日本人の生活・活動支援

(1) 領事サービスの向上

外務省は、海外に在住する日本人の声を領 事サービスの向上・改善に反映させるため、 在外公館の領事サービス利用者に対するアン ケート調査を毎年実施している。2013年に は150在外公館を対象に調査を行い、約1万 6.100人からの回答を得た。その結果、領事 窓口や電話での対応ぶりについては、約7割

以上の肯定的な回答を得られた一方で、比較 的少数ながら否定的な同答も見受けられた。 外務省としては、引き続きアンケート調査な どを通じて利用者の声を聞きながら、利用者 本位の領事サービスとなるよう、今後とも改 善に努めていく考えである。



(2) 旅券(パスポート) の発給と不正取得等の防止

2013年の旅券の発行数は減少し、日本国内では1年間に約330万冊の一般旅券が発行された。

なお、2006年3月から発行しているIC旅 券⁴は、2013年12月末時点では、約2,698万 冊が有効であり、全ての有効な日本旅券の約 88%を占めている。

IC旅券の発行により偽変造など旅券の不正使用が困難となる中、他人になりすますなどの方法によって旅券を不正取得する事案が引き続き発生している。日本人又は不法滞在外国人が不正取得した他人名義旅券を使って出入国する例が見られるほか、名義人の知らないところで金融機関に借金をしたり、他の犯罪をたくらむ者に売り渡す目的で銀行口座が開設されたり、携帯電話が契約されるなどの事例が報告されている。こうした2次・3次の犯罪を助長するおそれのある旅券の不

正取得を未然に防止するため、各都道府県に ある旅券窓口において、なりすましによる不 正取得防止のための審査強化期間を設けるな どして、旅券の発給時における本人確認審査 の強化に一層の力を入れている。

また、旅券の名義人の氏名等に変更を生じた場合に、従来の記載事項を訂正する方式では、海外において訂正後の旅券情報が真正な身分事項とみなされない場合があることを踏まえ、新たに記載事項変更旅券を導入することを内容とする旅券法の一部改正を2013年6月に行った。

一方、諸外国では、国際民間航空機関 (ICAO)の勧告に従い、世界中のほとんど の国で機械読取式旅券(MRP)が発給され ている。顔画像以外に指紋などの生体情報を 追加するなど、セキュリティを向上させた IC旅券の普及が進む中、ICAO及び国際標準



⁴ IC旅券は、旅券の偽変造や第三者による不正使用を防止するため、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載した旅券。

^{5 2009}年87冊、2010年86冊、2011年43冊、2012年26冊、2013年13冊を把握。

化機構(ISO)において、ICチップ機能のよ り効果的な利用が検討されている。

2006年以降、都道府県から市町村への申 請の受理や交付等の旅券事務の再委託が可能

となったが、2013年12月末現在、その数は、 約730市町村に達している。これにより、全 国の約4割の市町村で旅券事務を行っている こととなる。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が 国政選挙で投票するための制度である。2007 年6月以降の選挙から、衆議院と参議院それ ぞれの比例代表選挙に加え、衆議院小選挙区 選挙及び参議院選挙区選挙(これらの補欠選

挙及び再選挙を含む。)

も対象となっている。 2013年7月には、第23回参議院通常選挙が 実施された。なお、憲法改正に関する国民投 票についても在外選挙同様に投票できること になっている。

在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投 票することができる(投票できる期間や時間は、公館により異なる。)。



郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、 日本国内の選挙期日の投票終了時刻(日本時間の午後8時)までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙 管理委員会の委員長に送付する(投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。)。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同 様の投票方法(期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票)を利用して投票することができる。

在外選挙制度により投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外 選挙人名簿への登録を申請し、在外選挙人証 を入手する必要がある。在外選挙人証を持つ 者は、在外公館投票、郵便投票又は日本国内 における投票のいずれかを選択して投票することができる。在外公館では、管轄地域に在住する日本人を対象に在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めている。

(4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

7 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子の教育は大きな関心事項の1つである。外務省では、海外でも義務教育相当年齢の子が日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援(校舎借料、現地採用教員謝金、安全対策費などへの一部援助)を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校(国語などの学力維持のために設置されている教育施設)に対しても、支援(校舎借料や現地採用講師謝金への一部援助)を行っている。近年、海外在住の日本人の子の数は増加傾向にあり、今後もこうした支援を継続・強化していく考えである。

☑ 医療・保健対策

外務省は、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内 医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣して いる。2013年には、13か国18都市に派遣した。

また、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページなどを通じ、広く提供している。

📝 その他のニーズ

2010年4月の法律の施行により、日本国外に居住する原子爆弾被害者も在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請できるようになった。

海外に在住する日本人の滞在国での各種手続(運転免許証の切替え、滞在・労働許可など)の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするための滞在国の当局に対する働きかけを継続している。例えば、スロベニアや北米・南米諸国に対しては、運転免許切替えに関する手続の改善などを働きかけている。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は145年となり、 北米・中南米を中心として、全世界に約319 万人(推定)以上ともいわれる海外移住者及 び日系人が在住している。移住者及び日系人 は、政治、経済、教育、文化を始めとする各 分野において各国の発展に寄与するととも に、日本と各在住国との「架け橋」として各 国との関係緊密化に大きく貢献している。外務省としては、今後も両者に対する支援を行うとともに、若い世代との協力を推し進め、これらの人々と日本の間の絆を強めていく考えである。2013年10月、24の国・地域から約180人の移住者や日系人の代表者を迎え、公益財団法人海外日系人協会の主催による第

著作権の関係上表示できません

第54回海外日系人大会で出席者と御懇談になる秋篠宮同妃両殿下(10 月29日、東京・憲政記念館 写真提供:朝日新聞社/時事通信フォト)

54回海外日系人大会が盛大に開催された。 歓迎交流会には、秋篠宮同妃両殿下が御臨席 になった。

約178万人の移住者及び日系人が在住して いる中南米諸国では、外務省はJICAと共に、 移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人 を対象とした日本国内への研修員受入れ、現 地日系人社会へのボランティア派遣などの協 力を行っている。2013年1月、ドミニカ共和 国において移住記念碑が建立され、落成式に は若林外務大臣政務官が出席した。また、北 米や中南米においては、各国・地域の様々な 分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へ いするプログラムが実施されている。これら の地域では、例えば日系人指導者と在外公館 長との間で二国間関係強化の方途を話し合う 会合を開催したり、日本からの要人訪問の機 会に日系人との接点を積極的に設けるといっ た取組を通じて、日系人との関係強化を図っ ている。